

3月1日から31日までに申請を

紙おむつ・尿取りパッドの購入を助成



令和3年10月から令和4年3月までに購入した紙おむつや尿取りパッドの費用を、申請により助成します。

▼申請期間

3月1日(火)～31日(木)

▼必要なもの

申請書

※窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

令和3年10月1日～令和4年3月31日のレシート・領収書

●65歳以上で要介護3～5の人

●3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A所持者

※施設などに入所している人は除きます。

▼上限額 1万円

介護福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)

就学援助費を支給

特別支援学校に在学する児童・生徒への就学援助費を支給します。

対象

町に住所を有し、令和3年度に特別支援学校の小学部・中学部に在学している児童・生徒の保護者
※一定期間の入院加療などの在学は対象外です。

支給年額 15,000円

※異動などがある場合は月割りで支給します。

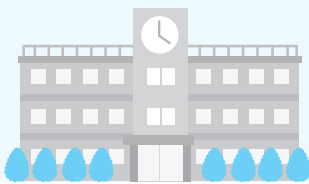
申請方法

対象者には通知と申請書を郵送しました。必要書類を確認の上、郵送または持参してください。

必要書類

- 申請書(町ホームページからもダウンロードできます)
- 在学証明書(在学校で取得してください)

提出期限 2月25日(金)



提出・問い合わせ先
教育委員会事務局
学校教育室
☎26-2286(直通)

公図の閲覧および交付は3月31日まで

町備付け公図の閲覧および交付の廃止



固定資産税賦課業務の補助資料として利用するため、公図の作成および更新を行ってききましたが、3月31日(金)で廃止することとなりました。

※地番図の閲覧および交付については、従来どおり行います。

▼閲覧および交付廃止日

4月1日(金)

なお、土地の地籍図や地積測量図などについては、前橋地方務局渋川出張所(渋川市石原1099番地1)窓口やインターネットで取得できます。

▼土地に関する情報の閲覧先
●前橋地方務局渋川出張所

●一般財団法人 民事法律協会 登記情報提供サービス

▼問い合わせ先

税務会計課 税務室

☎26・2238(直通)

ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

ハッピーエンディングノート

渋川市、榛東村と共同で、ハッピーエンディングノートを作成しました。エンディングノートは、自分にもしものことがあったときのために、家族や大切な人に伝えておきたいことなどを書きとめておくノートです。人生のエンディング「死」を考えることは、これからの「生」を考えることにつながります。自分の人生を振り返り、残りの人生を悔いなく思いきり楽しみましょう。



窓口で無料配布しています。

問い合わせ先

介護福祉課
介護高齢室
☎26-2247(直通)



今月の手話

「楽しい・嬉しい」



湾曲した両手の指先を胸に向け、交互に上下に動かします。

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。
発熱など体調が優れない人は傍聴をご遠慮ください。傍聴時は、マスクの着用と手指

3月1日(木)	開会日
2日(水)	町長施政方針に対する質問
3日(木)	一般質問
4日(金)	一般質問
16日(水)	閉会日 (討論・表決など)

町議会3月定例会(予定)

どなたでも傍聴できます

▼問い合わせ先
議会事務局
☎26・2283(直通)

本会議生中継・映像配信



の消毒をお願いします。
また、町議会ホームページで生中継および録画配信を行っています。



月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

18歳からの消費生活③ —初めての賃貸契約—

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
 - 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
 - 消費者ホットライン ☎188
- 町ホームページはこちら▶



2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、アパートなどの賃貸も親などの法定代理人の同意を得ずに契約が可能になります。次のポイントに気を付けましょう。

4つのポイント

①部屋を探すとき

思わぬトラブルを避けるために間取り、立地、周辺環境など、生活に必要な情報は自分の目でしっかりと確認することが大切です。

③契約を結ぶとき

「賃貸借契約書」には支払いや部屋を利用する際のルールなどが記載されています。確認してから契約を結びましょう。

②契約の前に

契約の前に建物や設備などの状況について「重要事項説明」を書面と口頭で行われます。十分に理解し、納得してから契約しましょう。

④入居したら

部屋に傷や汚れをつけた場合は、退去するときに元に戻す義務※があります。部屋の入居時に傷などがあった場合は写真を撮っておきましょう。

※国土交通省の定めるガイドラインでは経年劣化などは貸主負担になるとされています。